

平成31年度予算とわが国の財政事情

平成31年度予算フレーム（通常分、臨時・特別の措置）

【通常分】

（単位：億円）

	30年度予算（当初）	31年度予算	30'→31'	備 考
（歳 入）				
税 収	590,790	624,950	34,160	
そ の 他 収 入	49,416	50,556	1,140	
公 債 金	336,922	318,786	△18,136	
うち4条公債（建設公債）	60,940	61,701	761	
うち特例公債（赤字公債）	275,982	257,085	△ 18,897	
計	977,128	994,291	17,163	
（歳 出）				
国 債 費	233,020	235,082	2,062	
一 般 歳 出	588,958	599,359	10,401	
うち社会保障関係費	329,882	339,914	10,031	
うち社会保障関係費以外	259,076	259,445	370	
地 方 交 付 税 交 付 金 等	155,150	159,850	4,701	
計	977,128	994,291	17,163	

【臨時・特別の措置】

（単位：億円）

		31年度予算	30'→31'	備 考
（歳 入）				
そ の 他 収 入		12,461	皆増	○預金保険機構の利益剰余金+8,000億円 29年度決算剰余金+2,157億円 等
公 債 金		7,819	皆増	
うち4条公債（建設公債）		7,819	皆増	
計		20,280	皆増	
（歳 出）				
一 般 歳 出		20,280	皆増	
計		20,280	皆増	

（注1）社会保障関係費、社会保障関係費以外の30年度予算は、31年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

（注2）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成31年度予算フレーム（通常分＋臨時・特別の措置）

【通常分＋臨時・特別の措置】

（単位：億円）

	30年度予算（当初）	31年度予算	30'→31'		備 考
（歳 入）					
税 収	590,790	624,950		34,160	
そ の 他 収 入	49,416	63,016		13,601	
公 債 金	336,922	326,605		△10,317	○公債依存度 32.2%程度（30年度当初34.5%）
うち4条公債（建設公債）	60,940	69,520		8,580	
うち特例公債（赤字公債）	275,982	257,085		△18,897	
計	977,128	1,014,571		37,443	
（歳 出）					
国 債 費	233,020	235,082		2,062	
一 般 歳 出	588,958	619,639		30,680	
地 方 交 付 税 交 付 金 等	155,150	159,850		4,701	
計	977,128	1,014,571		37,443	

（注）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成31年度予算のポイント

- **全世代型の社会保障制度**への転換に向け、**消費税増収分**を活用した**幼児教育の無償化、社会保障の充実**
公費+8,110億円（国費+7,157億円*1）
 - ・ 幼児教育・保育の無償化〔2019年10月～〕 公費 +3,882億円（国費 +3,882億円*2）
 - ・ 介護人材の処遇改善〔2019年10月～〕 公費 +421億円（国費 +213億円）
 - ・ 年金生活者支援給付金の支給 公費 +1,859億円（国費 +1,859億円）
 - ・ 低所得高齢者の介護保険料の負担軽減強化 公費 +654億円（国費 +327億円） 等

*1, 2 幼児教育・保育の無償化に係る初年度の経費を全額国負担とすることに伴う子ども・子育て支援臨時交付金（仮称）**2,349億円**が含まれており、これを除いた社会保障の充実等に係る社会保障関係費の増はそれぞれ**+4,808億円、+1,532億円**となる。
- 消費税引上げによる**経済への影響の平準化**に向け、施策を総動員（「**臨時・特別の措置**」：国費**2兆280億円**）
 - ・ 中小小売業等に関する消費者へのポイント還元 2,798億円
 - ・ 低所得・子育て世帯向けプレミアム付商品券 1,723億円
 - ・ 住宅の購入者等への支援 – すまい給付金 785億円
– 次世代住宅ポイント制度 1,300億円
 - ・ 防災・減災、国土強靱化対策 1兆3,475億円 等
- 重要インフラの緊急点検等を踏まえた「**防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策**」に基づき、緊急対策160項目について、**2020年度までの3年間**で集中的に実施
⇒ 2018年度2次補正、2019・2020年度「臨時・特別の措置」を活用（2019年度：1兆3,475億円）【再掲】
※ 2018年度第2次補正予算と合わせて**国費2.4兆円**、2020年度までの**3年間の事業規模は概ね7兆円程度**。

《財政の健全化》

- 「新経済・財政再生計画」の下、歳出改革の取組を継続
 - ・ 社会保障関係費：**高齢化による増**におさめるとの方針を達成（+4,774億円）
 - ・ 非社会保障関係費：**歳出改革の取組を継続**（+330億円）
- 安倍内閣発足以来、**国債発行額を7年連続で縮減**（2018年度：33.7兆円⇒2019年度：32.7兆円〔31.9兆円〕）
- **一般会計プライマリーバランスも改善**（2018年度：▲10.4兆円⇒2019年度：▲9.2兆円〔▲8.4兆円〕）

※〔 〕は臨時・特別分を除いた計数³

消費税率引上げに伴う社会保障の充実等

公費+8,110億円（国費+7,157億円*1）

〔主なもの〕	公費	国費
○ 幼児教育・保育の無償化 ・2019年10月から、全ての3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園等の費用を無償化	+3,882億円	+3,882億円*2
○ 介護人材の処遇改善 ・2019年10月から、勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に対応	+421億円	+213億円
○ 待機児童の解消		
・保育の受け皿拡大 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備（保育運営費の拡充） ※この他、事業主拠出金+1,000億円	+330億円	+163億円
・保育士の処遇改善 2019年4月から、保育士の処遇について、+1%（月3000円相当）引上げ	+206億円	+103億円
○ 低年金の高齢者等に対し、年金生活者支援給付金【基準額 年6万円（月5千円）】を支給（2019年10月分～）	+1,859億円	+1,859億円
○ 低所得高齢者の介護保険料の負担軽減の更なる強化（原則2019年10月～）	+654億円	+327億円
○ 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金の拡充	(医療分) +100億円 (介護分) +100億円	+67億円 +67億円
○ 電子カルテの標準化・オンライン資格確認の導入等による効率的な医療提供体制構築のための医療ICT化促進基金（仮称）の創設	+300億円	+300億円
○ 児童養護施設等の小規模・地域分散化、高機能化等の社会的養育の推進	+58億円	+29億円

*1, 2 幼児教育・保育の無償化に係る初年度の経費を全額国負担とすることに伴う子ども・子育て支援臨時交付金（仮称）**2,349億円**が含まれており、これを除いた社会保障の充実等に係る社会保障関係費の増はそれぞれ**+4,808億円**、**+1,532億円**となる。

（注）この他、消費税率引上げに関連して、2019年度において、後期高齢者医療制度の保険料（均等割）の軽減特例の見直し及び幼児教育・保育無償化に係る自治体の事務費・システム改修費の補助を実施する。

消費税率引上げへの対応

《臨時・特別の措置》（国費 2兆280億円）

中小小売業等に関する消費者へのポイント還元（2,798億円）

2019年10月からオリンピック・パラリンピック前の2020年6月までの**9か月間**に限定し、**中小小売業等**において消費者が**キャッシュレス決済**を行う場合、**5%（または2%）**のポイント還元により支援

低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券（1,723億円）

低所得者（生活保護受給者除く）及び**0～2歳児の子育て世帯**に対し、**2019年10月から半年間**使用できる**プレミアム付商品券**を発行・販売（**1人5千円**の財政支援）

住宅の購入者等に対する支援

【すまい給付金】（785億円）

住宅ローン減税の効果が限定的な所得層を対象とする「**すまい給付金**」について、2019年10月以降、**対象所得層を拡大**するとともに、給付額を最大30万円から**50万円に引上げ**

【次世代住宅ポイント制度】（1,300億円）

一定の**省エネ性、耐震性、バリアフリー性能**を満たす住宅や**家事・介護負担の軽減**に資する住宅の**新築**や**リフォーム**に対し、一定期間に限って**ポイント付与**（新築で基本的に30万円分のポイント付与）

防災・減災、国土強靱化（1兆3,475億円）

重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえた「**防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策**」について、2018年度からの3年間で集中的に実施

（※1）2018年度2次補正とあわせて**国費2.4兆円**

（※2）2020年度までの3年間の**事業規模は概ね7兆円程度**

等

（※）この他、税制上の措置として、①軽減税率制度の実施（減収見込額：▲1.1兆円程度（注：昨年度実施したたばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保0.6兆円程度）、②耐久消費財（自動車・住宅）の購入者に対する支援（減収見込額：▲0.3兆円程度）がある。（金額はいずれも国・地方合わせたベース）

防災・減災、国土強靱化

○重要インフラの緊急点検等を踏まえた「**防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策**」（2018年12月14日閣議決定）に基づき、緊急対策160項目について、3年間で集中的に実施。
⇒2018年度2次補正、2019・2020年度「臨時・特別の措置」を活用（**2019年度「臨時・特別の措置」：1兆3,475億円**）
※ 2018年度第2次補正予算と合わせて**国費2.4兆円**、2020年度までの**3年間の事業規模は概ね7兆円程度**。

《具体的な取組》

河川、砂防、道路等の防災・減災対策 [防][生]

(7,153億円) [6,183億円]

河川の樹木伐採・掘削や堤防強化、土砂災害防止のための砂防堰堤の整備や道路法面・盛土対策等を実施。あわせて、洪水・土砂災害に係るハザードマップの作成等を実施。

ため池、治山施設、森林、漁港等の防災・減災対策 [防][生]

(1,207億円) [938億円]

防災重点ため池の改修・補強や統廃合、治山施設の設置や森林の間伐、漁港施設の補強等を実施。あわせて、ため池決壊時の浸水想定区域図の作成等を実施。

水道施設の耐震化対策等 [生] (259億円) [66億円]

地震により給水停止又は断水のおそれがある水道施設の耐震整備等に対する支援。

警察施設等の整備に関する緊急対策 [防][生] (124億円) [545億円]

信号機の滅灯対策のための信号機電源付加装置の更新整備や、警察施設の建替え整備・耐震改修等を実施。

自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策 [防]

(508億円) [131億円]

災害派遣時の活動に必要な資機材等を整備

学校施設等の防災・減災、地震津波観測網等に関するインフラ緊急対策 [防] (1,518億円) [698億円]

児童・生徒等の学習の場である学校施設等の耐震化等を進めるとともに、津波からの迅速な避難等のための海底地震津波観測網の整備等を行う。

電力インフラの緊急対策 [生] (329億円) [125億円]

再エネ事業者や災害時に生活支援拠点となるコンビニ等に対して、災害時にも活躍する自家発電・蓄電池・省電力設備の導入等を支援。

製油所・油槽所の緊急対策 [生] (134億円) [84億円]

非常用発電設備等の整備・増強に係る支援や耐震化・強靱化を実施。

災害拠点病院等における耐震化対策等 [防] (75億円) [43億円]

未耐震の災害拠点病院、耐震性が特に低い病院等の耐震整備や非常用自家発電の増設等に対する支援。

※1 ()は2019年度予算、[]は2018年度2次補正予算

※2 [防] は「緊急対策」の「防災のための重要インフラ等の機能維持」に該当するものであり、[生] は「緊急対策」の「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」に該当するもの。

基本的考え方

- 消費税率については、法律で定められたとおり、2019年10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げる予定
- 前回の3%引上げ時の経験を活かし、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、全力で対応
 - ①臨時・特別の措置を講ずる2019・2020年度予算を通じて、各措置の規模・実施時期をバランスよく組み合わせ、全体としての財政規律を堅持
 - ②各措置の目的を明確化
 - ③未来及び経済構造改革に資する観点も十分踏まえて対応
- 消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、国民に分かりやすい広報の実施

消費税率引上げによる影響と対応

今回の消費税率引上げによる経済への影響は、幼児教育無償化等の措置により**2兆円程度**に抑えられる。これに対し、新たな対策として**2.3兆円程度**を措置。経済への影響を十二分に乗り越える対策とする。

消費税率の引上げの影響	負担増	負担軽減
消費税率の引上げによる負担増が国・地方で+5.7兆円程度(1%当たり2.87兆円程度)	5.7兆円程度	—
軽減税率制度の実施	—	1.1兆円程度
昨年度実施したたばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保	0.6兆円程度	—

5.2兆円程度
の負担増

幼児教育の無償化、社会保障の充実による支援	受益増
幼児教育無償化の10月1日実施、年金生活者支援給付金の支給等	2.8兆円程度
消費税負担増に対する診療報酬等による補てん等	0.4兆円程度

3.2兆円程度
の受益増

経済への影響を
2兆円程度に抑制

消費税率引上げに対応した新たな対策	予算規模等
臨時・特別の予算措置 ポイント還元、プレミアム付商品券、すまい給付金、次世代住宅ポイント制度、 防災・減災、国土強靱化 等	2兆円程度 (国費)
税制上の支援 住宅ローン減税の拡充、自動車の取得時及び保有時の税負担の軽減	0.3兆円程度 (減税)

2.3兆円
程度の措置

2.3兆円程度
の措置
経済への影響を十二
分に乗り越える対策

(注) 計数精査中

I. 総論

1. 平成財政の総括

振り返れば、平成時代の財政は、長年の懸案とされていた消費税の導入の実現とともに始まった。平成に入って実質的に最初の編成となった平成2年度(1990年度)予算では、15年もの歳月と多大な歳出削減努力を経て、特例公債からの脱却が達成された。

(中略)

今年度末には平成2年度(1990年度)末の5.3倍に当たる883兆円もの公債残高が積み上がり、一般政府債務残高は対GDP比238%に達しようとしている。歴史的にみても、足下の債務残高対GDP比は、先ほど言及した第2次世界大戦末期の水準に匹敵している。

平成という時代は、こうした厳しい財政状況を後世に押し付けてしまう格好となっている。

(中略)

財政にもまた「共有地の悲劇」が当てはまる。現在の世代が「共有地」のように財政資源に安易に依存し、それを自分たちのために費消してしまえば、将来の世代はそのツケを負わされ、財政資源は枯渇してしまう。悲劇の主人公は将来の世代であり、現在の世代は将来の世代に責任を負っているのである。

先人達や、新たな時代そして更にその先の時代の子供達に、平成時代の財政運営をどのように申し開くことができるのだろうか。

(中略)

言うまでもなく、税財政運営の要諦は、国民の受益と負担の均衡を図ることにある。他方で、誰しも、受け取る便益はできるだけ大きく、被る負担はできるだけ小さくしたいと考えるがゆえに、税財政運営は常に受益の拡大と負担の軽減・先送りを求めるフリーライダーの圧力に晒される。平成という時代は、人口・社会構造が大きく変化する中で、国・地方を通じ、受益と負担の乖離が徒に拡大し、税財政運営がこうした歪んだ圧力に抗いきれなかった時代と評価せざるを得ない。

(中略)

新たな時代においては、財政健全化どころか一段と財政を悪化させてしまった平成という時代における過ちを二度と繰り返すことがあってはならず、手をこまねくことは許されない。

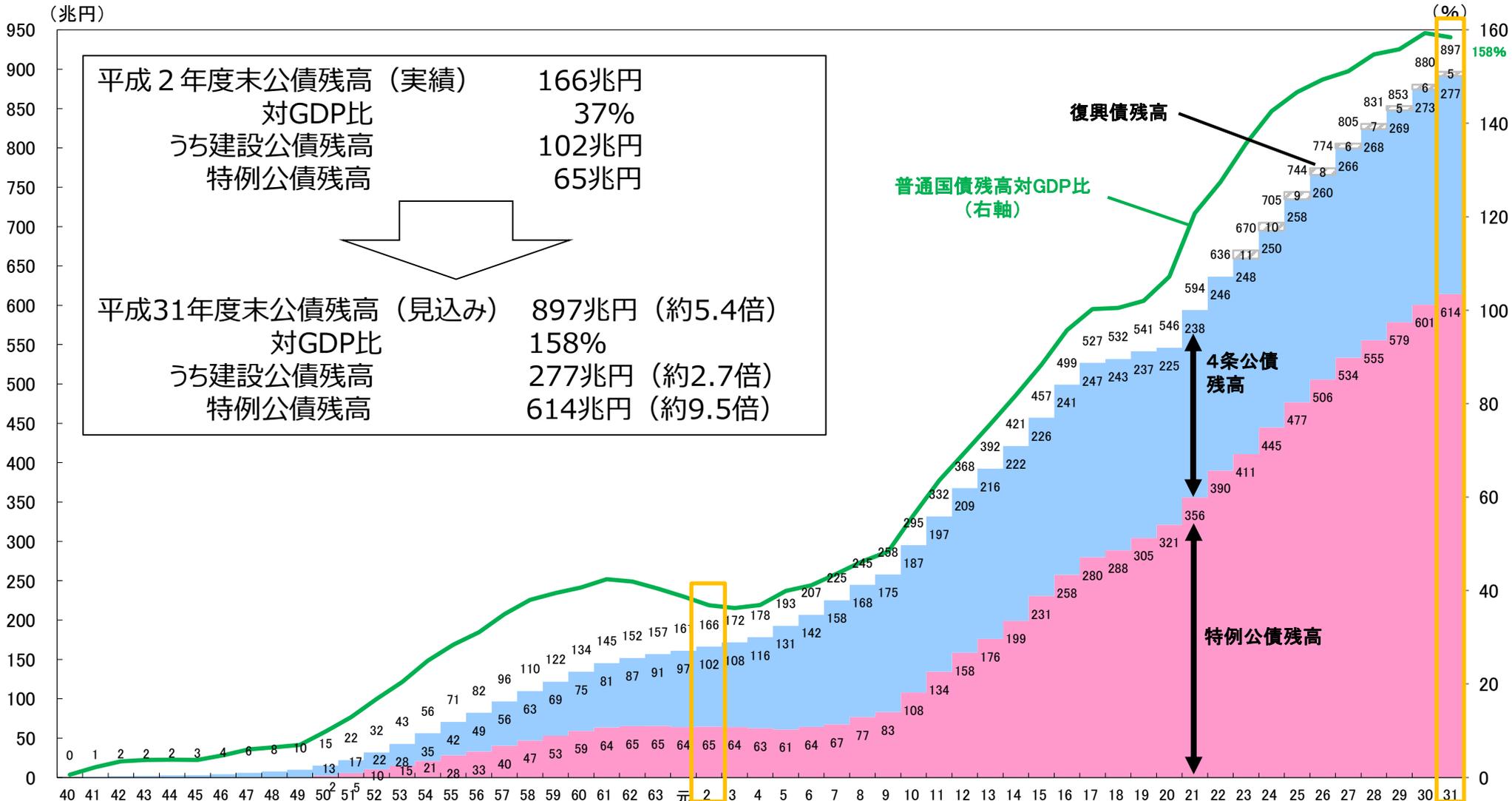
これまでの財政健全化目標等の変遷

- 昭和51年以降は「特例公債脱却」を掲げ、平成2年度予算において達成。しかし、阪神・淡路大震災への対応に係る平成6年度補正予算において特例公債が発行され、以降、特例公債の発行が続いている。
- その後、平成9年の「財政構造改革法」により、平成15年度以降の特例公債脱却が目指されたが、アジア通貨危機の発生や国内金融機関の破たん等による景気低迷を受け、平成10年の停止法により凍結されるに至っている。
- 以降、財政健全化目標(フロー)は、「特例公債脱却」から「国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化」に転換され、目標達成が目指されてきた。

昭和51年 5月14日	昭和50年代前期経済計画 (閣議決定)	特例公債脱却	昭和55年度までのできるだけ早期に特例公債に依存しない財政に復帰する。
昭和54年 9月3日	第88回臨時国会における 大平内閣総理大臣所信表明 演説		昭和59年度までに特例公債依存から脱却することを基本的な目標として、財政の公債依存体質を改善する。
昭和58年 8月12日	1980年代経済社会の展望と 指針(閣議決定)		昭和65年度(平成2年度)までに特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努め、財政の対応力の改善を図る。
平成9年 12月5日	財政構造改革の推進に関する 特別措置法(平成10年6月5 日改正、同年12月18日停止)	 国・地方PBの 黒字化	平成15年度(改正後:17年度)までに国及び地方公共団体の財政赤字の対国内総生産比100分の3以下とする。一般会計の歳出は平成15年度(改正後:17年度)までに特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とするものとする。
平成14年 6月25日	経済財政運営と構造改革に関 する基本方針2002(閣議決定)		2010年代初頭に国と地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化させることを目指す。
平成18年 7月7日	経済財政運営と構造改革に関 する基本方針2006(閣議決定)		① 2011年度(平成23年度)には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。 ② 基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。
平成21年 6月23日	経済財政改革の基本方針 2009(閣議決定)		今後10年以内に国・地方のプライマリー・バランス黒字化の確実な達成を目指す。まずは、5年を待たずに国・地方のプライマリー・バランス赤字(景気対策によるものを除く)の対GDP比を少なくとも半減させることを目指す。
平成22年 6月22日	財政運営戦略(閣議決定)		① 国・地方及び国単独の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度(平成27年度)までにその赤字の対GDP比を2010年度(平成22年度)の水準から半減し、遅くとも2020年度(平成32年度)までに黒字化することを目標とする。 ② 2021年度(平成33年度)以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。
平成25年 8月8日	当面の財政健全化に向けた 取組等について - 中期財政 計画 - (閣議了解)		国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度(平成27年度)までに2010年度(平成22年度)に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度(平成32年度)までに黒字化、その後の債務残高/GDP比の安定的な引下げを目指す。
平成27年 6月30日	経済財政運営と改革の基本 方針2015(閣議決定)		国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度(平成32年度)までに黒字化、その後の債務残高/GDP比の安定的な引下げを目指す。
平成30年 6月15日	経済財政運営と改革の基本 方針2018(閣議決定)	経済財政と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。同時に債務残高/GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。	

公債残高の累増

○ 公債残高は、累増の一途を辿っている。



(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成30年度末は第2次補正後予算案、平成31年度末は政府案に基づく見込み。
 (注2) 特別公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債、臨時特別公債、減税特別公債及び年金特別公債を含む。
 (注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高に含めている(平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:6.7兆円、平成29年度末:5.5兆円、平成30年度末:6.0兆円、平成31年度末:5.4兆円)。
 (注4) 平成31年度末の翌年度借換のための前倒借限度額を除いた見込額は844兆円程度。

国及び地方の長期債務残高

○ 普通国債残高以外にも借入金や地方債務残高などの長期債務が存在。これらを国・地方の双方について集計した「国及び地方の長期債務残高」は、平成31年度末に1,122兆円(対GDP比198%)に達する見込み。

(単位:兆円)

	平成2年度末 (1990年度末) <実績>	平成7年度末 (1995年度末) <実績>	平成12年度末 (2000年度末) <実績>	平成17年度末 (2005年度末) <実績>	平成22年度末 (2010年度末) <実績>	平成24年度末 (2012年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成26年度末 (2014年度末) <実績>	平成27年度末 (2015年度末) <実績>	平成28年度末 (2016年度末) <実績>	平成29年度末 (2017年度末) <実績>	平成30年度末 (2018年度末) <実績見込>	平成31年度末 (2019年度末) <政府案>
国	199 (197)	285 (281)	464 (459)	557 (534)	662 (645)	731 (720)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	881 (832)	909 (854)	928 (875)
普通国債 残高	166 (165)	225 (221)	368 (363)	527 (504)	636 (619)	705 (694)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	853 (805)	880 (825)	897 (844)
対GDP比	37% (37%)	44% (43%)	70% (69%)	100% (96%)	127% (124%)	143% (140%)	147% (142%)	149% (144%)	151% (143%)	155% (147%)	156% (147%)	159% (149%)	158% (149%)
地方	67	125	181	201	200	201	201	201	199	197	196	196	194
対GDP比	15%	24%	34%	38%	40%	41%	40%	39%	37%	37%	36%	35%	34%
国・地方 合計	266 (264)	410 (406)	646 (641)	758 (735)	862 (845)	932 (921)	972 (949)	1001 (972)	1033 (991)	1056 (1012)	1077 (1028)	1105 (1050)	1122 (1069)
対GDP比	59% (59%)	79% (79%)	122% (121%)	144% (140%)	173% (169%)	189% (186%)	192% (187%)	193% (188%)	194% (186%)	197% (189%)	197% (188%)	200% (190%)	198% (189%)

(注1) GDPは、平成29年度までは実績値、平成30年度及び平成31年度は政府見通しによる。

(注2) 債務残高は、平成29年度までは実績値。平成30年度については、国は2次補正後予算に基づく見込み、地方は1次補正後地方債計画等に基づく見込み。

(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担。平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:6.7兆円、平成29年度末:5.5兆円、平成30年度末:6.0兆円、平成31年度末:5.4兆円)及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度末:2.6兆円、平成25年度末:5.2兆円、平成26年度末:4.9兆円、平成27年度末:4.6兆円、平成28年度末:4.4兆円、平成29年度末:4.1兆円、平成30年度末:3.9兆円、平成31年度末:3.6兆円)を普通国債残高に含めている。

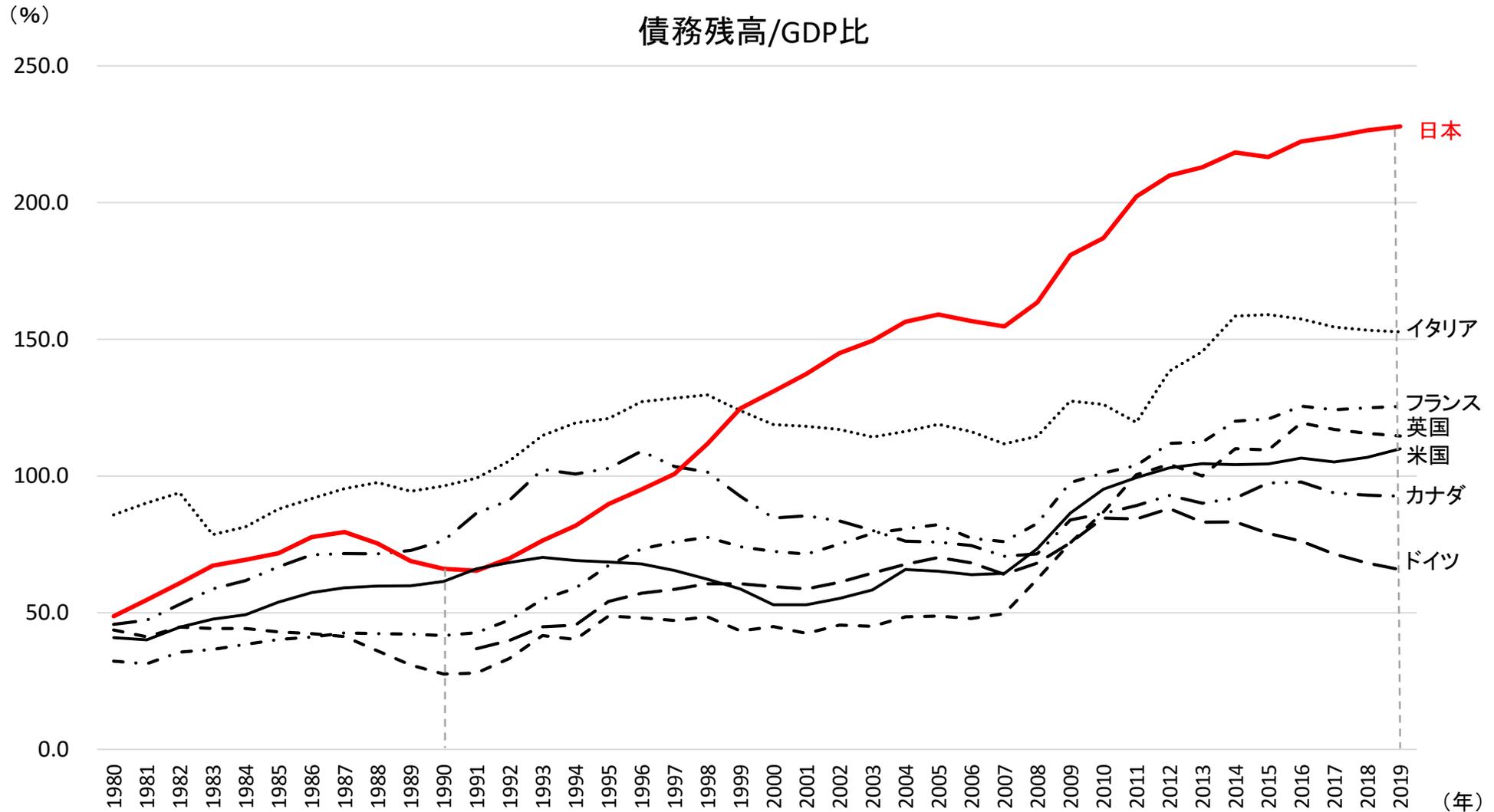
(注4) 平成29年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成30年度末、平成31年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注5) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(平成31年度末で31兆円程度)である。

(注6) このほか、平成31年度末の財政投融资特別会計国債残高は92兆円程度。

債務残高／GDP比の推移（国際比較）

○ 債務残高／GDP比は、平成2年末は60%台でありイギリス・フランス・米国を上回るも、イタリア・カナダを下回る水準であった。足下では200%を超えており、どの先進諸外国よりも極めて高い水準となっている。



(出典)OECD「Economic Outlook104」
(注)データはいずれも一般政府ベース。

平成31年度予算の編成等に関する建議（平成30年11月20日 財政制度等審議会）（抄）

我が国の社会保障制度は、国民自らが高齢や疾病等のリスクを分かち合い支え合うとの考え方の下、受益と負担の対応関係が明確な社会保険方式を基本としている。しかし、現実には保険料より公費への依存が増しており、しかも本来税財源により賄われるべき公費の財源について、特例公債を通じて将来世代へ負担が先送られているため、受益と負担の対応関係が断ち切られている。負担の水準の変化をシグナルと捉えて受益の水準をチェックする牽制作用を期待できないまま、給付（受益）の増嵩が続いており、我が国財政の悪化の最大の要因となっている。

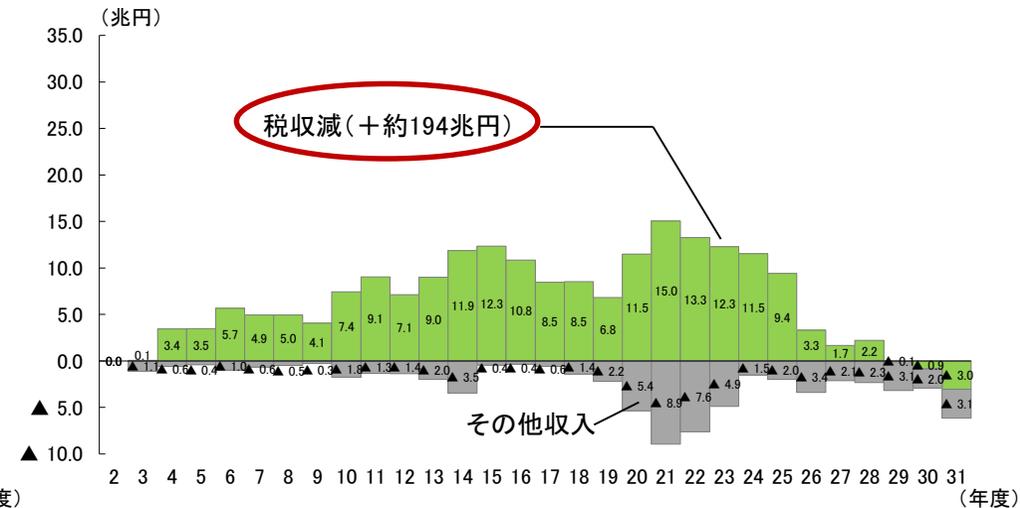
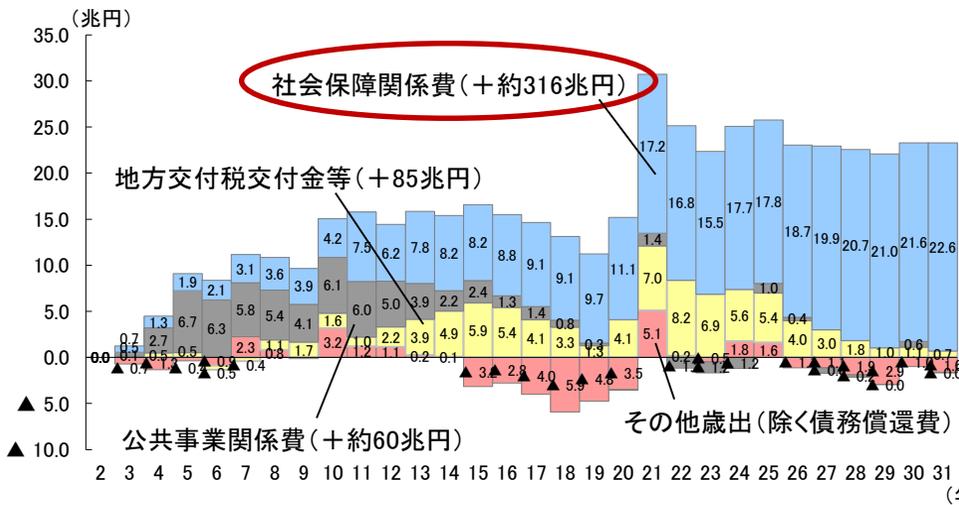
平成における普通国債残高の増加要因

- 特例国債の発行から脱却することのできた平成2年度以降の国債残高の累増について見てみると、
 - ・ 歳出面では、1990年代は公共事業関係費の増加が主要因だったが、近年では高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方財政の悪化に伴う財源不足の補てん(地方交付税交付金等)の増加が
 - ・ 歳入面では、過去の景気の悪化や減税による税収の落ち込みが主要因となっている。

平成2年度末から31年度末にかけての普通国債残高増加額： ＋約725兆円

歳出の増加要因： ＋約441兆円

税収等の減少要因： ＋約128兆円



平成2年度の収支差分による影響： ＋約82兆円

その他の要因(国鉄等債務承継など)： ＋約73兆円

部分で普通国債残高増加額の約7割を占める。

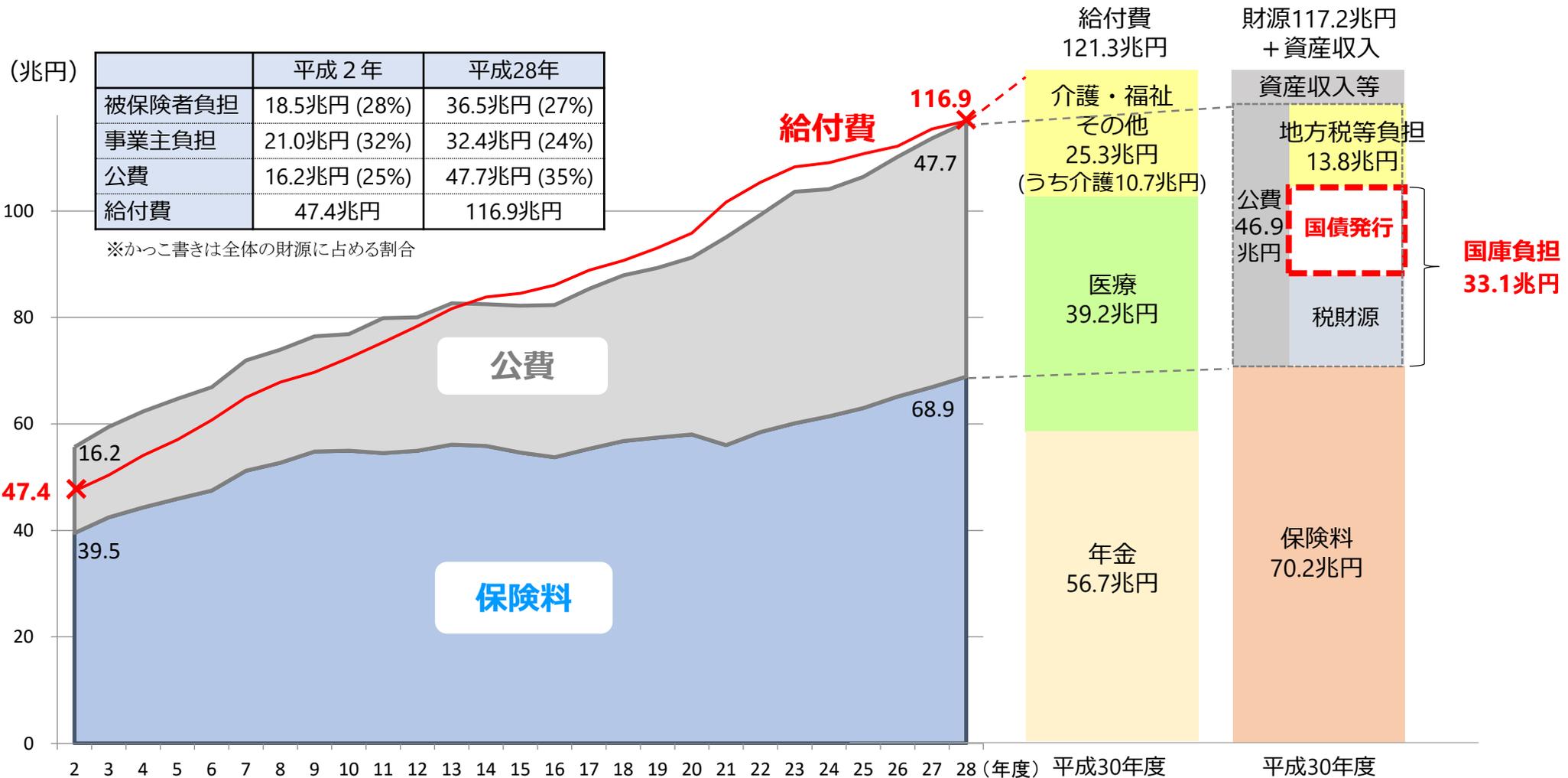
(注1)平成29年度までは決算、平成30年度は第2次補正後予算案、平成31年度は政府案による。

(注2)東日本大震災からの復興のために平成23～平成32年度まで実施する政策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高からは除くとともに(平成31年度末で5.4兆円)、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの(7.6兆円)を除いている。

(注3)税収のうち交付税法定率分は、歳入歳出両建てである(増減が公債残高の増加に影響しない)ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等のうちの交付税法定率分以外の部分(地方の財源不足補てん部分等)を歳出の増加要因として計上している。

社会保障制度における公費への依存

- わが国社会保障制度は、社会保険方式を採りながら、高齢者医療・介護給付費の5割を公費で賄い、全体の4割を公費で賄うなど、公費負担（税財源で賄われる負担）に相当程度依存している。
- その結果、近年、高齢者医療・介護給付費の増に伴い、負担増は公費に集中している。これを賄う財源を確保出来ないため、給付と負担のバランス（社会保障制度の持続可能性）が損なわれ、将来世代に負担を先送りしている（＝財政悪化の要因）。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」。2018(H30)年度は厚生労働省(当初予算ベース)による。

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速、拡大

財政健全化目標

- 団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要。
- このため、財政健全化目標については、
 - 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(PB)黒字化を目指す。
 - 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」の設定(2019～2021年度)

- 2019年度～2021年度を「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行う。
- 社会保障制度の持続可能性確保が景気を下支えし、持続的な経済成長の実現を後押しする点にも留意する。

財政健全化目標と基盤強化期間内における毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み

① 社会保障関係費

- 再生計画(骨太2015)において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する(注)。
- 消費税率引上げとあわせ行う増(これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障4経費に係る公経済負担)については、別途考慮する。
- 2022年度以降については、団塊世代が75歳に入り始め、社会保障関係費が急増することを踏まえ、こうした高齢化要因を反映するとともに、人口減少要因、経済・物価動向、社会保障を取り巻く状況等を総合的に勘案して検討する。

(注) 高齢化による増加分は人口構造の変化に伴う変動分及び年金スライド分からなることとされており、人口構造の変化に伴う変動分については当該年度における高齢者数の伸びの見込みを踏まえた増加分、年金スライド分については実績をそれぞれ反映することとする。これにより、これまで3年間と同様の歳出改革努力を継続する。

財政健全化目標と基盤強化期間内における毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み(続き)

② 一般歳出のうち非社会保障関係費

- 経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続。

③ 地方の歳出水準

- 国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

- 真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する。

計画実現に向けた今後の取組

- 全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「骨太方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

(社会保障分野における基本的考え方)

- 基盤強化期間の重点課題は、高齢化・人口減少や医療の高度化を踏まえ、総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、基盤強化期間内から工程化、制度改革を含め実行に移していくこと。
- 経済・財政一体改革の進捗については、新計画の中間時点(2021年度)において評価を行い、2025年度PB黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映する。

※計画の中間指標(2021年度時点):PB赤字対GDP比 ▲1.5%、債務残高対GDP比 180%台前半、財政収支対GDP比 ▲3.0%

社会保障関係費の歳出水準の考え方

「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太2018）」（抄）（平成30年6月15日閣議決定）

社会保障関係費については、再生計画において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する（注）。

消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障4経費に係る公経済負担）については、別途考慮する。

なお、2022年度以降については、団塊世代が75歳に入り始め、社会保障関係費が急増することを踏まえ、こうした高齢化要因を反映するとともに、人口減少要因、経済・物価動向、社会保障を取り巻く状況等を総合的に勘案して検討する。

（注）高齢化による増加分は人口構造の変化に伴う変動分及び年金スライド分からなることとされており、人口構造の変化に伴う変動分については当該年度における高齢者数の伸びの見込みを踏まえた増加分、年金スライド分については実績をそれぞれ反映することとする。これにより、これまで3年間と同様の歳出改革努力を継続する。

